

事務連絡
令和5年12月12日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期の予防接種に係る対応について

現在、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（以下「日脳ワクチン」という。）の定期接種には、阪大微生物病研究会（以下「ビケン」という。）が製造販売する製剤（販売名：ジェービックV）及びKMバイオロジクス株式会社（以下「KMB」という。）が製造販売する製剤（販売名：エンセバック皮下注用）が使用されています。

日脳ワクチンの供給については、令和3年1月からビケン及びKMBの両社が限定出荷を行いましたが、その後、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの限定出荷の解除について」（令和5年1月19日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）により、両社とも限定出荷を解除し、安定供給の目処が立ったことをご知らせしています。

他方で、日脳ワクチンの令和4年度及び令和5年度医療機関納入数量を踏まえると、令和3年度に接種をお待ちいただいた方への接種をはじめとした日脳ワクチンの接種が十分に進んでいないことが懸念されることから、引き続き、円滑な定期接種の実施のために必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。

記

1. 日脳ワクチンの供給量及び医療機関への納入数量

日脳ワクチンの供給については、ビケン及びKMBの両社から安定的な供給がなされています。しかしながら、令和4年度及び令和5年度医療機関納入数量から、令和3年度に接種をお待ちいただいた方への接種をはじめとした日脳ワクチンの接種が十分に進んでいないことが懸念されます。

(1) 日脳ワクチンの製造販売業者からの供給量の実績と今後の見込み

- ・ 限定出荷が行われた令和3年度は、約300.3万本がビケン及びKMBから供給されました。
- ・ 同様に、令和4年度の供給量は約482.4万本、令和5年度の供給量の見込みは、

約471.2万本となっています。

- 令和6年度は、既に供給されているワクチンの在庫に加え、接種状況に応じてビケン及びKMBからの新たなワクチンの供給がなされることにより、接種に十分に対応することができる量のワクチンが供給される見込みです。

【日脳ワクチンの製造販売業者からの供給実績又は供給見込み】

	供給量	販売業者在庫 (年度当初) [参考]	計 [参考]
令和3年度	300.3万本	74.1万本	374.4万本
令和4年度	482.4万本	123.9万本	606.3万本
令和5年度	471.2万本	195.3万本	666.5万本
令和6年度	230.6万本	308.2万本	538.8万本

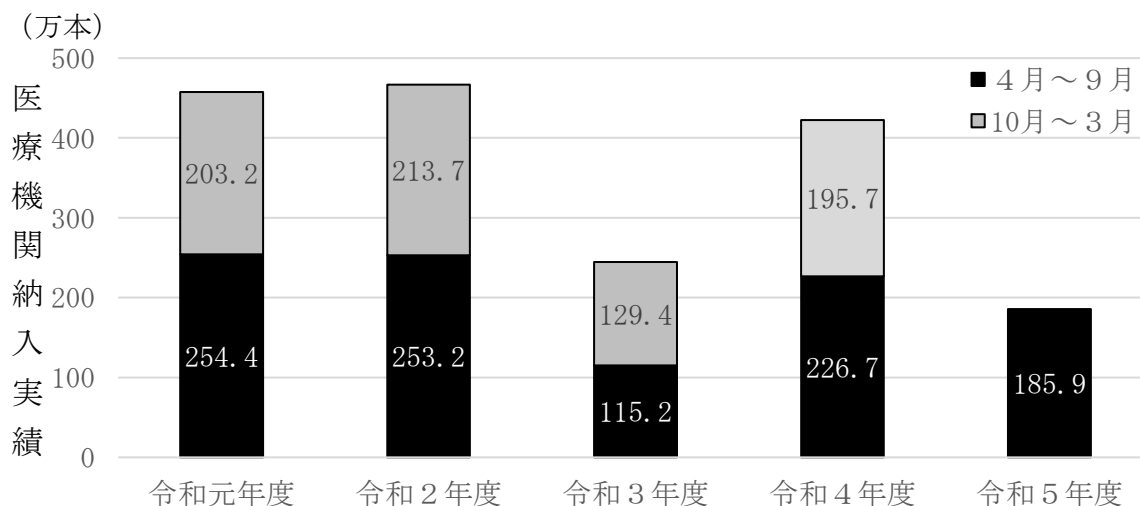
■：実績、□：見込み

(2) 日脳ワクチンの医療機関への納入数量

- 令和3年度は、4回接種のうち、第1期の2回接種（1回目及び2回目）の接種を優先することをお願いしており、約244.6万本がビケン及びKMBから医療機関に納入されました。
- 令和4年度は、両社とも限定出荷を解除しましたが、医療機関への納入数量は約422.4万本であり、限定出荷実施前（令和元年度、令和2年度）と同水準に留まっています。
- 令和5年度は、4月から9月までの医療機関への納入数量は約185.9万本となっており、令和4年度の同時期の実績を下回っています。

【日脳ワクチンの医療機関への納入実績】

	4月～9月	10月～3月	計
令和元年度	254.4万本	203.2万本	457.6万本
令和2年度	253.2万本	213.7万本	466.9万本
令和3年度	115.2万本	129.4万本	244.6万本
令和4年度	226.7万本	195.7万本	422.4万本
令和5年度	185.9万本	—	—



2. 日脳ワクチンの定期接種に係る対応について

日脳ワクチンについて、標準的な接種期間は、

- ・ 第1期初回として、3歳に達したときから4歳に達するまでの期間に2回
- ・ 第1期追加として、4歳に達したときから5歳に達するまでの期間に1回
- ・ 第2期として、9歳に達したときから10歳に達するまでの期間に1回

とされています。

日脳ワクチンについては、1. (1) のとおり、今後も接種に十分対応することができる量が供給される見込みです。

このため、日脳ワクチンの限定出荷に伴って令和3年度に日脳ワクチンの接種をお待ちいただいた方々への接種を進める等、円滑な定期接種の実施に資するために、下記の(1)～(3)について、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知していただきますようお願いいたします。

(1) 市町村の対応について

引き続き令和5年度の個別通知を行う際には、通常接種対象者に加えて、令和3年度に接種をお待ちいただいた方(令和3年度の1期追加及び2期の接種対象者)のうち未接種の方にも合わせて通知してください。

令和5年度に個別通知を行う対象の詳細については、以下の表を参照ください。

また、令和5年度の日脳ワクチンの接種率等を踏まえて、必要に応じて令和6年度の接種対象者への個別通知と同時に、令和5年度の個別通知対象者のうち、接種を行っていないものの、引き続き定期接種の対象である方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討するようお願いいたします。

【令和5年度に個別通知を行う対象について】

	1期	1期追加	2期
2023(R5)年度	○2020(R2)年度生まれ	○2017(H29)年度生まれ(2021(R3)年度の1期追加対象者)のうち未接種者 ○2019(H31)年度生まれ	○2012(H24)年度生まれ(2021(R3)年度の2期対象者)のうち未接種者 ○2014(H26)年度生まれ <特例対象者> ○2005(H17)年度生まれ ○実施可能な範囲で、2006(H18)年度生まれで、1期及び1期追加の接種を完了した者
<参考情報>			
2022(R4)年度	○2019(H31、R1)年度生まれ	○2017(H29)年度生まれ(2021(R3)年度の1期追加対象者) ○2018(H30)年度生まれ	○2012(H24)年度生まれ(2021(R3)年度の2期対象者) ○2013(H25)年度生まれ

			<特例対象者> ○2004(H16)年度生まれ ○実施可能な範囲で、 2005(H17)、2006(H18)年度生 まれで、1期及び1期追加の 接種を完了した者
2021(R3) 年度	○2018(H30)年度生ま れ	個別通知なし	<特例対象者> ○2003(H15)年度生まれ

(2) 医療機関等の対応について

令和5年度は接種に十分に対応することができる量の日脳ワクチンの供給ができていますが、引き続き必要量に見合う購入をお願いします。

(3) 卸売販売業者の対応について

卸売販売業者においては、新規開設等により前年に自社と取引実績がない医療機関から発注があった場合にも、取引実績がないことを理由に当該医療機関が日脳ワクチンの購入において不利になることがないよう配慮をお願いします。